

三田市障害福祉審議会の公開等について（案）

1 会議の公開等

三田市情報公開条例第30条により原則公開とします。ただし、会議の内容により、審議会の判断で非公開とすることがあります。（例；個人情報等を含む事項を審議する場合等）

2 会議録の作成

会議録は、三田市附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱第6条の規定に準じて作成します。この会議の会議録については事務局で作成し、各委員の皆様へ修正の有無をご確認いただきます。その後、修正があれば訂正したものを、会長に最終確認を頂いてから、会議録として確定します。

なお、同条第8項の「会議の内容（主な意見、結論等）」については、内容を要約して作成し、発言者名は掲載します。

3 資料の公開

審議会で配布する資料は、三田市情報公開条例第7条により公開とします。ただし、個人情報等、同条例各号に該当するものは非公開とします。その取扱いについては審議会の判断とします。

4 会議の取材対応等

報道機関による取材は可能とします。ただし、審議会の自由闊達な議論を保障するため、審議会議事における画像・映像の撮影については不可とします。

5 会議の傍聴等

傍聴可能とします。ただし、会場の都合等により、人数の制限を行う場合があります。なお人数制限を行う場合、開始15分前にくじ引きを行い、入場可能な人を決定します。

傍聴人は傍聴人受付簿に氏名、住所を記載することとします。

その他は「附属機関等の会議の傍聴要綱」のとおりとします。

(抄) 三田市情報公開条例

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示により、公にすることができない情報

(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(平16条例6・平17条例37・一部改正)

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号。以下「条例」という。)

第30条に規定する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関等一覧)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等(以下「所管課」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の設置情報を作成し、公表するとともに、会議公開担当課(企画財政部企画政策課をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所掌事務
- (3) 設置根拠
- (4) 設置の年月日
- (5) 所管課の名称
- (6) その他必要な事項

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

3 附属機関等に廃止、統合その他の変更が生じたときは、所管課(統合された場合にあっては、統合後の附属機関等の所管課)は、速やかに、変更後の附属機関等の設置情報を作成し、会議公開担当課に報告しなければならない。

(会議開催の事前公表)

第3条 所管課は、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の開催予定情報(以下「会議開催予定情報」という。)を当該会議の開催日の2週間前までに作成し、公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の区分
- (5) 傍聴者の定員及び傍聴の手続等(会議を公開する場合に限る。)
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限る。)
- (7) 連絡先

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

(傍聴に係る手続等)

第4条 三田市情報公開条例施行規則(平成15年三田市規則第20号)第15条第2項に規定する傍聴に係る手続及び傍聴する者(以下「傍聴者」という。)が遵守すべき事項は、別に定める附属機関等の会議の傍聴要綱(平成21年4月1日施行)に定めるところによる。

2 所管課は、可能な限り多くの傍聴席の確保に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第5条 会議資料(条例第7条各号に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)に該当するものを除く。)は、条例第30条の趣旨を踏まえ、各附属機関等が決定する方法により、傍聴者に対し提供するものとする。

2 前項に規定する会議資料の提供の方法は、会議の冒頭において、傍聴者に対し説明するものとする。

(会議録の作成等)

第6条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、会議録を作成しなければならない。この場合において、当該会議録には、原則として、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (7) 議題
- (8) 会議の内容（主な意見、結論等）
- (9) 会議の公開・非公開の区分
- (10) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (11) 使用した資料の名称
- (12) 連絡先
- (13) その他附属機関等が必要と認める事項

2 前項に規定する会議録の作成に必要な事項は、当該附属機関等が会議に諮って決定するものとする。

3 所管課は、公開した会議に係る会議録及び当該附属機関等への提出資料（以下「会議録等」という。）を公表するものとする。

4 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

(会議の概要の作成等)

第7条 附属機関等は、会議終了後、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した附属機関等の会議の概要（以下「会議の概要」という。）を作成し、公表するものとする。この場合において、当該会議の概要に非公開情報が含まれる場合は、〇〇表示等の方法により作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 傍聴者の人数（会議を公開した場合に限る。）
- (6) 議題
- (7) 会議の概要（結論）
- (8) 会議の公開・非公開の区分
- (9) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (10) 連絡先

2 前項に規定する公表の方法及び公表の期間は、別表のとおりとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項は、附属機関等が会議に諮って定める。

付 則

省略

別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）

	設置情報	会議開催予定情報	会議録等	会議の概要
公表の方法	ホームページへの掲載 所管課の窓口での閲覧			
公表の期間	通年	会議開催の2週間前から翌年度末日まで	公表した日から翌年度末日まで	

附属機関等の会議の傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市情報公開条例施行規則（平成15年三田市規則第20号）第15条第2項の規定に基づき、附属機関等（三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第30条に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して附属機関等の長が定める。

2 附属機関等の会議を傍聴しようとする者が、前項に規定する定員を超えるときは、附属機関等の長は、先着順に附属機関等の会議の傍聴を許可するものとする。ただし、傍聴しようとする者が前項に規定する定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込み、抽選等の方法により行うことができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号に掲げる者は、附属機関等の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、附属機関等の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、附属機関等の会議の傍聴に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属機関等の会議における言論に対し、発言、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 附属機関等の会議において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に附属機関等の長の許可を得た者は、この限りでない。
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (4) 静粛を守り、騒ぎ立てるなど附属機関等の会議を妨害しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等の会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第8条 附属機関等の長は、傍聴人がこの要綱に従わず、又は公正、円滑な附属機関等の会議の運営に支障が生じると認められるときは、当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第9条 本市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第3条、第4条及び第6条第2号の規定は適用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の傍聴に関し必要な事項は、附属機関等の長が附属機関等の会議に諮って定める。

付 則

省略

三田市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市（以下「市」という。）に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略			
	三田市健康福祉審議会	(1) 市の健康福祉施策全般に関する事項についての調査審議 (2) 三田市地域福祉審議会、三田市障害福祉審議会、三田市高齢者・介護審議会及び三田市健康審議会の調査審議に属さない健康福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
	三田市地域福祉審議会	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
	三田市障害福祉審議会	市の障害福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年
	以下省略			

(委員構成)

第2条の2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第11条又は第12条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(平26条例33・追加)

(任期)

第3条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

以下省略